

【表紙】

【発行登録追補書類番号】	6 - 外 1 - 2
【提出書類】	発行登録追補書類
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年10月3日
【会社名】	フランス相互信用連合銀行 (B F C M) (Banque Fédérative du Crédit Mutuel)
【代表者の役職氏名】	最高経営責任者 (Chief Executive Officer) エリック・シャルペンティエール (Éric Charpentier)
【本店の所在の場所】	フランス、ストラスブール67000、リュ・フレデリック - ギヨーム・ライフアイゼン 4 (4 rue Frédéric-Guillaume Raiffeisen - 67000 Strasbourg, France)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 犬 島 伸 能
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー 長島・大野・常松法律事務所
【電話番号】	03 - 6889 - 7000
【事務連絡者氏名】	弁護士 今 野 恵一朗 弁護士 早 瀬 雄 大 弁護士 丹 羽 智 也
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー 長島・大野・常松法律事務所
【電話番号】	03 - 6889 - 7000
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債

【今回の募集金額】

フランス相互信用連合銀行（BF C M）第47回円貨社債（2025）	392億円
フランス相互信用連合銀行（BF C M）第48回円貨社債（2025）	168億円
フランス相互信用連合銀行（BF C M）第49回円貨社債（2025）	51億円
フランス相互信用連合銀行（BF C M）第50回変動利付円貨社債（2025）	13億円
フランス相互信用連合銀行（BF C M）第51回変動利付円貨社債（2025）	46億円

【発行登録書の内容】

提出日	2024年7月25日
効力発生日	2024年8月2日
有効期限	2026年8月1日
発行登録番号	6 - 外 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円

【これまでの募集実績】

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集金額	減額による訂正年月日	減額金額
6 - 外 1 - 1	2024年10月3日	1,374億円	該当なし	
実績合計額		1,374億円	減額総額	0円

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 3,626億円

（発行残高の上限を記載した場合） 該当なし

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） 該当なし

【安定操作に関する事項】 該当なし

【縦覧に供する場所】 該当なし

（注） 本書に別段の記載のある場合を除き、本書における「ユーロ」および「EUR」とは、フランスを含む特定の欧州連合加盟国の法定通貨を意味する。

第一部【証券情報】

<フランス相互信用連合銀行（BFCM）第47回円貨社債（2025）、フランス相互信用連合銀行（BFCM）第48回円貨社債（2025）、フランス相互信用連合銀行（BFCM）第49回円貨社債（2025）、フランス相互信用連合銀行（BFCM）第50回変動利付円貨社債（2025）およびフランス相互信用連合銀行（BFCM）第51回変動利付円貨社債（2025）に関する情報>

第1【募集要項】

注：本「第1 募集要項」には、フランス相互信用連合銀行（BFCM）（以下「発行会社」という。）が発行するフランス相互信用連合銀行（BFCM）第47回円貨社債（2025）（以下「第47回円貨社債」という。）、フランス相互信用連合銀行（BFCM）第48回円貨社債（2025）（以下「第48回円貨社債」という。）、フランス相互信用連合銀行（BFCM）第49回円貨社債（2025）（以下「第49回円貨社債」という。）、フランス相互信用連合銀行（BFCM）第50回変動利付円貨社債（2025）（以下「第50回変動利付円貨社債」という。）およびフランス相互信用連合銀行（BFCM）第51回変動利付円貨社債（2025）（以下「第51回変動利付円貨社債」という。）についての記載がなされている。一定の記載事項について、それぞれの種類の社債ごとに異なる取扱いがなされる場合、または別々に記載した方が分かりやすいと思われる場合には、それぞれの種類の社債ごとに記載内容を分けて記載している。その場合、<第47回円貨社債>、<第48回円貨社債>、<第49回円貨社債>、<第50回変動利付円貨社債>および<第51回変動利付円貨社債>の見出しの下に記載された「本社債」、「社債の要項」、「本社債権者」および「財務代理人」という用語は、それぞれの種類の社債に係る用語を指し、いずれかの種類の社債に関する記述において他の箇所の記載内容に言及する場合は当該種類の社債に関する関係見出しの下に記載される内容を指す。それぞれの種類の社債の記載内容に差異がない場合または一定事項を除き差異がない場合は、それぞれの種類の社債に関する記載内容は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。まとめて記載した場合、これらの社債、それぞれの社債の社債権者およびそれぞれの社債の要項は単に、それぞれ「本社債」、「本社債権者」および「社債の要項」と総称する。ただし、かかる表示は、それぞれの社債が同一種類の社債を構成することを意味するものではないことに留意されたい。社債権者は、かかる社債権者が保有するそれぞれの社債に従った当該社債に基づく権利を有する。

1【社債（短期社債を除く。）の募集】

< 第47回円貨社債 >

銘 柄	フランス相互信用連合銀行（BFCM）第47回円貨社債（2025）（注）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	392億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	392億円
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率（％）	年1.547%
利払日	毎年4月15日および10月15日 （ただし、最終の利払日は2028 年10月13日）	償還期限	2028年10月13日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2025年10月3日	払込期日	2025年10月15日
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

（中略）

< 第48回円貨社債 >

銘 柄	フランス相互信用連合銀行（BFCM）第48回円貨社債（2025）（注）		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	168億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	168億円
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率（％）	年1.837%
利払日	毎年4月15日および10月15日	償還期限	2030年10月15日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2025年10月3日	払込期日	2025年10月15日
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

（中略）

< 第49回円貨社債 >

銘 柄	フランス相互信用連合銀行（BFCM）第49回円貨社債（2025）（注）		
-----	-------------------------------------	--	--

記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	51億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	51億円
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率(%)	年2.309%
利払日	毎年4月15日および10月15日	償還期限	2035年10月15日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2025年10月3日	払込期日	2025年10月15日
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

(中略)

< 第50回変動利付円貨社債 >

銘柄	フランス相互信用連合銀行(BFCM)第50回変動利付円貨社債(2025)(注)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	13億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	13億円
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率(%)	TONAシフト複利(下記「利息支払の方法」に定義する。)に年率0.50%を加えた利率
利払日	毎年1月15日、4月15日、 7月15日および10月15日 (ただし、最終の利払日は2028年 10月13日)	償還期限	2028年10月13日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2025年10月3日	払込期日	2025年10月15日
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

(中略)

< 第51回変動利付円貨社債 >

銘柄	フランス相互信用連合銀行(BFCM)第51回変動利付円貨社債(2025)(注)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	46億円
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	46億円

発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率(%)	TONAシフト複利(下記「利息支払の方法」に定義する。)に年率0.65%を加えた利率
利払日	毎年1月15日、4月15日、7月15日および10月15日	償還期限	2030年10月15日
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2025年10月3日	払込期日	2025年10月15日
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

(中略)

引受人

元引受契約を締結した金融商品取引業者 (以下「共同主幹事会社」と総称する。)	
会社名	住所
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

共同主幹事会社は、連帯して本社債の発行総額を引受ける。したがって、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。

本社債の発行総額は、本社債に関し発行会社と共同主幹事会社との間で2025年10月3日に締結した元引受契約の条件に従い、共同主幹事会社により連帯して買取引受けされ、一般に募集される。

共同主幹事会社に対して支払われる幹事、引受けおよび販売に係る手数料の合計は、本社債の総額について以下の比率に相当する金額である。

< 第47回円貨社債 >	0.20%
< 第48回円貨社債 >	0.25%
< 第49回円貨社債 >	0.30%
< 第50回変動利付円貨社債 >	0.20%
< 第51回変動利付円貨社債 >	0.25%

財務代理人とその職務

- < 第47回円貨社債 >
- < 第48回円貨社債 >
- < 第49回円貨社債 >

(中略)

本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人兼支払代理人(以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。)は、株式会社みずほ銀行とする。財務代理人は、社債の要項、発行会社と財務代理人との間の2025年10月3日付の財務および発行・支払代理契約証書(以下「財務代理契約」という。)ならびに振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。社債の要項が添付された財務代理契約の写しは、本社債の償還期日から1年を経過するまで、財務代

理人の本店に備置され、通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

(中略)

< 第50回変動利付円貨社債 >

< 第51回変動利付円貨社債 >

(中略)

本社債に関する発行会社の財務代理人・発行代理人兼支払代理人・利率確認事務取扱者(以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。)は、株式会社みずほ銀行とする。財務代理人は、社債の要項、発行会社と財務代理人との間の2025年10月3日付の財務・発行・支払代理および利率確認事務取扱契約証書(以下「財務代理契約」という。)ならびに振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。社債の要項が添付された財務代理契約の写しは、本社債の償還期日から1年を経過するまで、財務代理人の本店に備置され、通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

(中略)

利息支払の方法

< 第47回円貨社債 >

本社債の利息は2025年10月16日(その日を含む。)から2028年10月13日(その日を含む。)までこれを付し(ただし、本「利息支払の方法」第四段落の規定に従う。)、2026年4月15日から毎年4月15日および10月15日の年2回、各々その日(その日を含む。)までの6か月分を日本円で後払いする。ただし、最終の利息は、2028年4月16日(その日を含む。)から2028年10月13日(その日を含む。)までの期間について2028年10月13日に支払う。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。

(中略)

< 第48回円貨社債 >

本社債の利息は2025年10月16日(その日を含む。)から2030年10月15日(その日を含む。)までこれを付し(ただし、本「利息支払の方法」第四段落の規定に従う。)、2026年4月15日から毎年4月15日および10月15日の年2回、各々その日(その日を含む。)までの6か月分を日本円で後払いする。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。

(中略)

< 第49回円貨社債 >

本社債の利息は2025年10月16日(その日を含む。)から2035年10月15日(その日を含む。)までこれを付し(ただし、本「利息支払の方法」第四段落の規定に従う。)、2026年4月15日から毎年4月15日および10月15日の年2回、各々その日(その日を含む。)までの6か月分を日本円で後払いする。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。

(中略)

< 第50回変動利付円貨社債 >

(1)(a) 本社債の利息は2025年10月15日(その日を含む。)から2028年10月13日(その日を含まない。)までこれを付し、2026年1月15日を初回として、毎年1月15日、4月15日、7月15日および10月15日の年4回、各々その日(その日を含まない。)までの利息期間(以下に定義する。)についての利息を日本円で後払いする(ただし、最終の利息は、2028年7月15日(その日を含む。)から2028年10月13日(その日を含まない。)までの期間について2028年10月13日に支払う。)。ただし、かかる日のいずれかが営業日(以下に定義する。)でない場合には、利息の当該支払期日を翌営業日に繰下げるものとし(これによりかかる日が翌月に入る場合はこの限りでなく、この場合支払期日は直前の営業日に繰上げられるものとする。)、利息は、本ただし書により

修正された支払期日（その日を含まない。）までの利息期間について支払われるものとする。いずれかの利息期間またはその一部について支払われるべき利息については、当該利息期間またはその当該部分の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。上記の各利払いの日を、以下「利払日」という。

本書において、

（中略）

（ ）「利息期間」とは、2025年10月15日（その日を含む。）から第1回目の利払日（その日を含まない。）までの期間およびその後の各利払日（その日を含む。）からその次の利払日（最後の利息期間の場合は償還期日。その日を含まない。）までの期間をいう。

(b) 本社債には、下記の規定によりその時々決定される利率（年率）（以下「適用利率」という。）により本社債の金額に対して利息が付される。ただし、かかる適用利率は0%を下回らないものとする。

（ ）各利率決定日（以下に定義する。）の正午（東京時間）までに、利率確認事務取扱者（以下に定義する。）は、発行会社に代わって、関連する利息期間に関して、以下の計算式に従って算出される日次複利運用による収益率（利息の計算に用いる参照金利はTONAとする。）（結果として得られるパーセント表示は、必要な場合は、小数第6位以下を四捨五入して小数第5位まで求める。）（以下「TONAシフト複利」という。）を確認する。

$$\left(\prod_{i=1}^{d_0} \left(1 + \frac{\text{TONA}_i \times n_i}{365} \right) - 1 \right) \times \frac{365}{d}$$

当該利息期間の適用利率は、発行会社に代わって利率確認事務取扱者が確認した上記のTONAシフト複利に年率0.50%を加算した率とする。

（中略）

< 第51回変動利付円貨社債 >

(1)(a) 本社債の利息は2025年10月15日（その日を含む。）から2030年10月15日（その日を含まない。）までこれを付し、2026年1月15日を初回として、毎年1月15日、4月15日、7月15日および10月15日の年4回、各々その日（その日を含まない。）までの利息期間（以下に定義する。）についての利息を日本円で後払いする。ただし、かかる日のいずれかが営業日（以下に定義する。）でない場合には、利息の当該支払期日を翌営業日に繰下げるものとし（これによりかかる日が翌暦月に入る場合はこの限りでなく、この場合支払期日は直前の営業日に繰上げられるものとする。）、利息は、本ただし書により修正された支払期日（その日を含まない。）までの利息期間について支払われるものとする。いずれかの利息期間またはその一部について支払われるべき利息については、当該利息期間またはその当該部分の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。上記の各利払いの日を、以下「利払日」という。

本書において、

（中略）

（ ）「利息期間」とは、2025年10月15日（その日を含む。）から第1回目の利払日（その日を含まない。）までの期間およびその後の各利払日（その日を含む。）からその次の利払日（最後の利息期間の場合は償還期日。その日を含まない。）までの期間をいう。

(b) 本社債には、下記の規定によりその時々決定される利率（年率）（以下「適用利率」という。）により本社債の金額に対して利息が付される。ただし、かかる適用利率は0%を下回らないものとする。

（ ）各利率決定日（以下に定義する。）の正午（東京時間）までに、利率確認事務取扱者（以下に定義する。）は、発行会社に代わって、関連する利息期間に関して、以下の計算式に従って算出される日次複利運用による収益率（利息の計算に用いる参照金利はTONAとする。）（結果として得られるパーセント表示

は、必要な場合は、小数第 6 位以下を四捨五入して小数第 5 位まで求める。) (以下「TONAシフト複利」という。)を確認する。

$$\left(\prod_{i=1}^{d_0} \left(1 + \frac{\text{TONA}_i \times n_i}{365} \right) - 1 \right) \times \frac{365}{d}$$

当該利息期間の適用利率は、発行会社に代わって利率確認事務取扱者が確認した上記のTONAシフト複利に年率0.65%を加算した率とする。

(中略)

償還の方法

< 第47回円貨社債 >

(1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法 - (2)」、「償還の方法 - (3)」または「償還の方法 - (4)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2028年10月13日に本社債の金額の100%で償還される。

(中略)

< 第48回円貨社債 >

(1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法 - (2)」、「償還の方法 - (3)」または「償還の方法 - (4)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2030年10月15日に本社債の金額の100%で償還される。

(中略)

< 第49回円貨社債 >

(1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法 - (2)」、「償還の方法 - (3)」または「償還の方法 - (4)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2035年10月15日に本社債の金額の100%で償還される。

(中略)

< 第50回変動利付円貨社債 >

(1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法 - (2)」、「償還の方法 - (3)」または「償還の方法 - (4)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2028年10月13日に本社債の金額の100%で償還される。ただし、かかる日が営業日でない場合には、本社債の償還期日を翌営業日に繰下げるものとする(これによりかかる日が翌暦月に入る場合はこの限りでなく、この場合償還期日は直前の営業日に繰上げられるものとする。)

(中略)

< 第51回変動利付円貨社債 >

(1) 満期償還

本社債は、下記「償還の方法 - (2)」、「償還の方法 - (3)」または「償還の方法 - (4)」に従って、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2030年10月15日に本社債の金額の100%で償還される。ただし、かかる日が営業日でない場合には、本社債の償還期日を翌営業日に繰下げるものとする(これによりかかる日が翌暦月に入る場合はこの限りでなく、この場合償還期日は直前の営業日に繰上げられるものとする。)

(中略)

摘 要

(中略)

3 債務不履行事由の不存在

< 第47回円貨社債 >

いかなる場合においても、本社債権者は、2028年10月13日より前に本社債の償還を要求することはできない。発行会社の裁判上の清算（*liquidation judiciaire*もしくは*liquidation amiable*）を宣言する判決もしくは有効な決定が言い渡された場合またはその他の理由により発行会社が清算された場合は、本社債は直ちに支払期限が到来し、追加手続を一切要さずに本社債の金額に支払日までの経過利息を付して支払われる。

< 第48回円貨社債 >

いかなる場合においても、本社債権者は、2030年10月15日より前に本社債の償還を要求することはできない。発行会社の裁判上の清算（*liquidation judiciaire*もしくは*liquidation amiable*）を宣言する判決もしくは有効な決定が言い渡された場合またはその他の理由により発行会社が清算された場合は、本社債は直ちに支払期限が到来し、追加手続を一切要さずに本社債の金額に支払日までの経過利息を付して支払われる。

< 第49回円貨社債 >

いかなる場合においても、本社債権者は、2035年10月15日より前に本社債の償還を要求することはできない。発行会社の裁判上の清算（*liquidation judiciaire*もしくは*liquidation amiable*）を宣言する判決もしくは有効な決定が言い渡された場合またはその他の理由により発行会社が清算された場合は、本社債は直ちに支払期限が到来し、追加手続を一切要さずに本社債の金額に支払日までの経過利息を付して支払われる。

< 第50回変動利付円貨社債 >

いかなる場合においても、本社債権者は、2028年10月13日より前に本社債の償還を要求することはできない。発行会社の裁判上の清算（*liquidation judiciaire*もしくは*liquidation amiable*）を宣言する判決もしくは有効な決定が言い渡された場合またはその他の理由により発行会社が清算された場合は、本社債は直ちに支払期限が到来し、追加手続を一切要さずに本社債の金額に支払日までの経過利息を付して支払われる。

< 第51回変動利付円貨社債 >

いかなる場合においても、本社債権者は、2030年10月15日より前に本社債の償還を要求することはできない。発行会社の裁判上の清算（*liquidation judiciaire*もしくは*liquidation amiable*）を宣言する判決もしくは有効な決定が言い渡された場合またはその他の理由により発行会社が清算された場合は、本社債は直ちに支払期限が到来し、追加手続を一切要さずに本社債の金額に支払日までの経過利息を付して支払われる。

4 支払い

< 第47回円貨社債 >

< 第48回円貨社債 >

< 第49回円貨社債 >

（中略）

< 第50回変動利付円貨社債 >

< 第51回変動利付円貨社債 >

（中略）

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
670億円（注）	1億4,980万円（注）	668億5,020万円（注）

（注）第47回円貨社債、第48回円貨社債、第49回円貨社債、第50回変動利付円貨社債および第51回変動利付円貨社債の合計である。

（中略）

第2【売出要項】

該当事項なし

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4【その他の記載事項】

「発行登録追補書類に記載の事項」と題する書類の表紙に発行会社の名称、本社債の名称および以下の記述を記載する。

「本書および本社債に関する2025年10月付発行登録目論見書をもって本社債の発行登録追補目論見書としますので、両方の内容を合わせてご覧下さい。ただし、本書では2025年10月3日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては、一部を省略しております。」

第二部【公開買付けに関する情報】

該当なし

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況および事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（自2024年1月1日至2024年12月31日）2025年6月30日関東財務局長に提出

2【半期報告書】

半期報告書

事業年度（自2025年1月1日至2025年6月30日）2025年9月29日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

該当なし

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当なし

5【外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当なし

6【外国会社臨時報告書】

該当なし

7【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を2025年10月1日関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（その後の訂正を含む。）および半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本発行登録追補書類提出日（2025年10月3日）までの間において生じた変更その他の事由はない。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、当該事項については、本発行登録追補書類提出日（2025年10月3日）においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではない。

2025年6月30日以降、発行会社の「償却原価で測定する負債証券」および「償却原価で測定する劣後債」(発行会社の2025年6月30日現在および2025年6月30日に終了した6ヶ月間にかかる未監査の要約連結中間財務書類の注記11および注記21にそれぞれ定義される「債券」および「劣後債」の合計)は、増加していない(2025年9月30日現在)。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし

第四部【保証会社等の情報】

該当なし